

障 発 0 8 0 5 第 3 号  
平成 2 3 年 8 月 5 日  
一部改正 障 発 0 4 2 6 第 8 号  
平成 2 5 年 4 月 2 6 日  
一部改正 障 発 0 3 3 1 第 2 8 号  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日  
一部改正 障 発 0 3 0 6 第 4 号  
令和 2 年 3 月 6 日  
一部改正 障 発 1 2 2 5 第 1 号  
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

#### 精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について

精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 1 3 1 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号若しくは第 3 号の規定に基づく学校又は養成施設（以下「養成施設等」という。）の指定の基準については、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成 1 0 年厚生省令第 1 2 号。以下「指定規則」という。）に定められているところであるが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針」を定めたので、今後、養成施設等の指定に際しては、指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成 2 4 年 4 月 1 日（平成 2 4 年 4 月 1 日に施行される指定規則の一部改正に基づく法第 7 条第 2 号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等又は同条第 3 号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士養成施設等」という。）の指定等を施行前に行う場合にあつては、指定規則の省令公布日）より適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「精神保健福祉士養成施設等指導要領について」（平成20年6月24日障発第0624002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「精神保健福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」（平成10年2月24日障第90号大臣官房障害保健福祉部長通知）は平成24年3月31日をもって廃止する。

## 別 添

### 精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針

#### 1 設置主体に関する事項

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第2号もしくは第3号の規定に基づく学校又は養成施設（以下「養成施設等」という。）の設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人であることを原則とすること。

#### 2 設置計画書に関する事項

- (1) 養成施設等を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による精神保健福祉士養成施設等設置計画書（以下「設置計画書」という。）を養成施設等の所在地を所管する地方厚生（支）局長（法第7条第2号又は第3号による養成施設の指定（以下、「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地の都道府県知事）に提出すること。
- (2) 養成施設等の修業年限、養成課程、学生定員（増加する場合に限る）及び学級数を変更しようとする者は、学則を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる精神保健福祉士養成施設等定員等変更計画書（以下「定員等変更計画書」という。）を地方厚生（支）局長（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地の都道府県知事）に提出すること。
- (3) 設置計画書及び定員等変更計画書の提出部数は1部とすること。
- (4) 養成施設等に係る広告等は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、広告に当たっては次の点に留意しなければならないこと。
  - ア 申請者の責任において行うこと。
  - イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。
  - ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあつては、必ず予定である旨を明示すること。

#### 3 校舎、施設設備等に関する事項

- (1) 養成施設等の校舎等建物について、新築又は増改築等を行う場合は、設置計画書を提出した年の12月末日までに工事を完了し、特に新築の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において定められた検査済証の交付を受けること。また、必要な備品等についても、すべて当該期日までに備え付けを完了すること。なお、次の要件を満たし、かつ授業を開始しようとする日から起算して概ね20年以上にわたって使用することができる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。

ア 賃貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい）。

イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。

また、通信課程については、契約等により面接授業実施期間において使用する講義室、演習室その他の諸設備が確保されていること。

- (2) 普通教室の広さは、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (3) 演習室又は実習指導室には、視聴覚機器が備え付けてあること。
- (4) 図書室を有すること。図書室の蔵書は、学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。
- (5) 図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索ができるよう、必要な機器を整備すること。
- (6) 授業において、学生がパーソナルコンピューター等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。

#### 4 指定申請書等に関する事項

- (1) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第3条の指定の申請並びに第4条第1項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては変更を行おうとする日）の6か月前までに、様式2による精神保健福祉士養成施設等指定申請書（以下「指定申請書」という。）又は様式2に準ずる精神保健福祉士養成施設等変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を養成施設等の所在地を所管する地方厚生（支）局長（養成施設の指定を受けようとする養成施設の設置者及び養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあっては、その所在地の都道府県知事）に提出すること。
- (2) 指定申請書及び変更承認申請書の提出部数は1部とすること。
- (3) 学生の募集（募集要項の配布や入学試験の実施等をいう。以下同じ。）は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、学生の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。
  - ア 申請者の責任において行うこと。
  - イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。
  - ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

#### 5 学則に関する事項

指定規則第3条第5号に規定する学則（以下「学則」という。）には少なくとも次に掲

げる諸事項が明示されていること。

- ア 設置目的
- イ 名称
- ウ 位置
- エ 修業年限
- オ 学生定員、学級数（通信課程にあつては、学生定員）
- カ 養成課程、履修方法
- キ 学年、学期、休日
- ク 入学時期
- ケ 入学資格
- コ 入学者の選考
- サ 入学手続
- シ 休学、復学、退学
- ス 成績考査、卒業
- セ 入学検定料、入学金、授業料、実習費等
- ソ 教職員の組織
- タ 賞罰

## 6 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員を厳守すること。
- (2) 入学志願者に対しては、入学願書に併せて、それぞれ次の書類を提出させること。

なお、法第7条第2号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）と読替えることが可能な科目の範囲及び指定規則別表第1及び第3に定める科目と読替えることが可能な科目の範囲並びに法第7条4号に規定する指定施設における業務の範囲については別途示す。

### ア 法第7条第2号に該当する者

大学等卒業証明書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び様式3による基礎科目の履修証明書（以下「基礎科目履修証明書」という。）

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあつては、当該科目の履修証明書

### イ 法第7条第3号に該当する者

大学等卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあ

っては当該科目の履修証明書

ウ 法第7条第5号に該当する者

短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び様式4による法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。ただし、様式4が別の様式等により代替できる場合にはその一部を別の様式等を提出することにより代替しても差し支えない。以下同じ。）

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあっては当該科目の履修証明書

エ 法第7条第6号に該当する者

短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあっては当該科目の履修証明書

オ 法第7条第8号に該当する者

短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び実務経験証明書

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあっては当該科目の履修証明書

カ 法第7条第9号に該当する者

短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあっては当該科目の履修証明書

キ 法第7条第10号に該当する者

実務経験証明書

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあっては当該科目の履修証明書

ク 法第7条第11号に該当する者

社会福祉士登録証の写し

指定規則別表第1又は別表第3の規定に基づき履修科目の免除を行う場合にあっては当該科目の履修証明書

- (3) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- (4) 入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。
- (5) 学生の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (6) ソーシャルワーク実習の出席時間数が指定規則に定める時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。
- (7) 指定規則別表第1に掲げる各科目（ソーシャルワーク実習を除く。）の出席時間数がそれぞれ指定規則別表第1に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。

- (8) 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類が確実に保存されていること。
- (9) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

## 7 教員に関する事項

- (1) 教員の員数は、指定規則別表第1に定める各科目（以下、単に「各科目」という。）のうち、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習（以下「実習演習科目」という。）を除いた科目（通信課程については、指定規則別表第3に定める各科目のうち実習演習科目を除いた科目）を担当するのに適当な数を有していること。
- (2) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障がない範囲で教員が学生20人を上限として実習演習科目を複数受け持つことで、延べ数として必要数が確保されていれば足りるものとし、この場合の学生とは、養成施設等において実習演習科目を受講する学生の上限をいうものであること。

また、ソーシャルワーク実習を担当する教員の員数については、ソーシャルワーク実習に係る学生の履修認定等が適切に行える場合に限り、ソーシャルワーク実習指導を担当する教員の員数が確保されていれば足りるものとして差し支えないものであること。
- (3) 原則として、教員は、1の養成施設等（1の養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程）に限り、専任教員となるものであること。
- (4) 各科目における教員の資格要件については、次のアからクまでの科目ごとにおいて掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

### ア 精神医学と精神医療

(ア) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(イ) 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師

### イ 現代の精神保健の課題と支援

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有

する医師

(オ) 国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

ウ 精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）又は精神障害リハビリテーション論

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

エ 精神保健福祉制度論

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）及びこれらに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体の職務経験を有する者であって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

オ ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習

(ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者

(ウ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者



- (エ) 指定規則第5条第1号ト(4)に規定する講習会(以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。)を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- (オ) 学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、(ア)から(エ)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。
- カ 共通科目(各科目のうち、前記アからオまでの科目を除いた科目)
  - (ア) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日厚生労働省社援発第0328001号。以下「社会福祉士養成施設指針」という。)」における教員要件に準ずること。
  - (イ) 「地域福祉と包括的支援体制」、「権利擁護を支える法制度」、「障害者福祉」については、上記(ア)に関わらず、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者を教員とすることができること。
  - (ウ) 「ソーシャルワーク演習」については、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、社会福祉士養成施設指針7(5)ク(ア)から(イ)まで及び指定規則第5条第1号トの(1)から(2)までの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。
- (5) 実習演習科目を担当する教員は、(4)のオ及びカに掲げる要件にかかわらず、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者であることや、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を適宜、受講することが望ましい。
- (6) 通信課程においては、添削指導を担当できる者(以下、「添削指導者」という。)を置くこととすること。また、各科目における添削指導者の資格要件については、(4)に掲げる教員に準ずること。

## 8 教育に関する事項

- (1) 指定規則別表第1及び別表第3に定める教育内容は、別表1で定める内容以上であること。
- (2) 実習演習科目については、合同授業(養成施設等で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は養成施設等の複数の課程間において同時に授業を行うことをいう。)又は合併授業(養成施設等と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。)を行わないこと。ただし、実習演習科目のうち「ソーシャルワーク演習」に係る授業を社会福祉士養成課程における同一科目と同時に行う場合、学生全体に対するオリエンテーションや実習報告会を行う場合など、教育上支障がない場合であっても、この限りではない。

(3) 通信課程においては、次の基準を満たしていること。

ア 指定規則別表第3に掲げる各科目（ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は除く。）ごとに、少なくとも1回以上レポートの提出を求め、学生の評価を行うこと。また、印刷教材による授業の時間数90時間（当該印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合にあっては、当該時間数）につき1回以上の添削指導を行うこと。

イ 面接授業は、原則として通信課程を行う養成施設等が自ら行うこと。ただし、当該養成施設等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

(ア) 他の養成施設等

(イ) 精神保健福祉士の養成を行う大学等

## 9 演習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の実施に当たっては、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

(2) 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、ソーシャルワーク演習の履修を免除することができる。

## 10 実習に関する事項

(1) 指定規則第3条第1項第10号に規定する実習施設等（以下「実習施設等」という。）は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、指定規則第5条第1号トで定める教員のうち、ソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）を担当する教員は、週1回以上定期的に巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、原則として1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。

(2) 各実習施設等における実習計画が、当該実習施設等との連携の下に定められていること。

(3) 指定規則第5条第1号ワに規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）は、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、同号ワに掲げる基準を満たす講習会（以下「精神保健福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了した者であること。

ただし、以下に示す者については、前述にかかわらず、当分の間実習指導者とすることができる。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神保健福祉相談員
  - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法15条第1項第1号に規定する所員
  - エ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司
  - オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に定める社会復帰調整官
  - カ 前記以外の者で、平成27年3月31日までの間に、精神保健福祉士実習指導者講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者
- (4) 実習は、相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。
- (5) 実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、90時間以上行うものとする。
- (6) 実習施設等のうち精神科病院及び病院（精神病床を有するものに限る。）については、精神病棟ごとに1施設として取扱うことができるものであること。
- (7) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。
- (8) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し確認を行うこと。
- (9) 実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。
- (10) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。
- ア 実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
  - イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
  - ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

## 11 履修科目の免除等に関する事項

- (1) 指定規則別表第1及び別表第3に定める科目について、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、学生からの

申請に基づき、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成施設等で履修すべき総履修時間数の2分の1を超えない範囲で当該養成施設等における科目の履修に代えて差し支えないものであること。

ただし、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであることから、これらの科目のうち、他の学校等において履修した一方の科目のみを当該養成施設等における科目の履修に代えることは認められないものであること。

- (2) 履修科目の免除を行う場合は、入学志願者に対し、入学願書にあわせて、別に定める指定規則別表第1及び第3に基づく科目の読替えの範囲により認定された科目の履修証明書を提出させること。
- (3) 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、ソーシャルワーク実習の履修を免除するものであること。ただし、施行規則第2条に定める施設のうち、精神科病院等の医療関係施設以外の実務経験をもって実習免除の対象となる学生については、精神科病院等の実習を90時間以上行うことが望ましいものであること。
- (4) 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している学生については、ソーシャルワーク実習のうち、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とするものであること。この場合においても、機能の異なる2以上の実習施設等で実施するものとする。

## 12 情報開示に関する事項

- (1) 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

## 13 運営に関する事項

- (1) 養成施設等の経理が他と明確に区分されていること。
- (2) 会計帳簿、決算書等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (4) 指定規則第7条の報告は、確実にかつ遅滞なく行うこと。

## 14 経過措置に関する事項

- (1) 令和3年3月31日において現に存する養成施設等（以下「既存養成施設等」とい

- う。)において、令和3年4月1日から入学する者に適用する教育カリキュラムに関する変更の届出は、4の(1)にかかわらず、令和2年11月30日までに行うこと。
- (2) 令和3年度中において、既存養成施設等の定員の変更等を行う場合及び養成施設等を新規に開設する場合は、3(1)の校舎、施設設備等に関する規定は適用しないものであること。
- (3) 精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者には、厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」を修了した者が含まれること。
- (4) 精神保健福祉士実習指導者講習会には、厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習指導者講習会」に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。
- (5) 令和3年3月31日以前において教歴を有する教員については、7の(4)の規定にかかわらず、指定規則別表第1に定める科目(次表において「新科目」という。)に加えて、当該科目ごとに次表に定める精神保健福祉士法等の一部を改正する法律(平成22年法律第71号)による改正前の法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目若しくは精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第103号)による改正前の指定規則別表第1に定める科目(次表において「旧科目名(1)」という。)又は精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第28号)による改正前の指定規則別表第1に定める科目若しくは精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(令和2年文部科学省令・厚生労働省令第2号)による改正前の科目省令第1条に規定する科目(次表において「旧科目名(2)」という。)に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

(表)

新科目名	旧科目名(2)	旧科目名(1)
精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	精神医学
現代の精神保健の課題と支援	精神保健の課題と支援	精神保健学
ソーシャルワークの基盤と専門職 精神保健福祉の原理	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	精神保健福祉援助技術総論
ソーシャルワークの理論と	精神保健福祉の理論と相談	精神保健福祉援助技術各論

方法 ソーシャルワークの理論と 方法（専門） 精神障害リハビリテーショ ン論	援助の展開	精神科リハビリテーション 学
精神保健福祉制度論 障害者福祉	精神保健福祉に関する制度 とサービス 精神障害者の生活支援シス テム 障害者に対する支援と障害 者自立支援制度	精神保健福祉論
ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習（専 門）	精神保健福祉援助演習（基 礎） 精神保健福祉援助演習（専 門）	精神保健福祉援助演習
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	

別表 1

科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項	想定される教育内容の 例
医学概論	① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ② 健康・疾病の捉え方について理解する。	① ライフステージにおける心身の変化と健康課題	1 ライフステージにおける心身の変化と健康課題
			2 心身の加齢・老化
			3 ライフステージ別の健康課題
	③ 人の身体構造と心身機能について理解する。	② 健康及び疾病の捉え方	1 健康の概念
			2 疾病の概念
	④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。	③ 身体構造と心身機能	3 国際生活機能分類（ICF）
			1 人体部位の名称
		2 基幹系と臓器の役割	
④ 疾病と障害の成り	1 疾病の発生原因		

	⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。	立ち及び回復過程	2 病変の成立機序
			3 障害の概要
			4 リハビリテーションの概要と範囲
			5 疾病と障害及びその予防・治療・予後・リハビリテーション
	⑤ 公衆衛生		1 公衆衛生の概要
			2 健康増進と保健医療対策
心理学と心理的支援	① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解できる。	① 心理学の視点	1 心理学の歴史と対象
			2 心を探求する方法の発展
		② 人の心の基本的な仕組みと機能	1 心の生物学的基盤
			2 感情・動機づけ・欲求
			3 感覚・知覚
			4 学習・行動
			5 認知
			6 個人差
			7 人と環境
		③ 人の心の発達過程	1 生涯発達
			2 心の発達の基盤
		④ 日常生活と心の健康	1 心の不適応
			2 健康生成論
⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本	1 心理アセスメント		
	2 心理的支援の基本的技法		
	3 心理療法におけるアセスメントと介入技法の概要		
	4 心理の専門職		
社会学と社会システム	① 現代社会の特性を理解する。	① 社会学の視点	1 社会学の歴史と対象
			2 社会システム
	② 生活の多様性につ	② 社会構造と変動	2 組織と集団

	<p>いて理解する。</p> <p>③ 人と社会の関係について理解する。</p> <p>④ 社会問題とその背景について理解する。</p>		3 人口
			4 グローバリゼーション
			5 社会変動
			6 地域
			7 環境
		③ 市民社会と公共性	1 社会的格差
			2 社会政策と社会問題
			3 差別と偏見
			4 災害と復興
		④ 生活と人生	1 家族とジェンダー
			2 健康
			3 労働
			4 世代
		⑤ 自己と他者	1 自己と他者
			2 社会化
3 相互行為			
社会福祉の原理と政策	<p>① 社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。</p> <p>② 社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。</p> <p>③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。</p> <p>④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニ</p>	① 社会福祉の原理	1 社会福祉の原理を学ぶ視点
			② 社会福祉の歴史
		2 日本の社会福祉の歴史的展開	
		3 欧米の社会福祉の歴史的展開	
		③ 社会福祉の思想・哲学、理論	1 社会福祉の思想・哲学
			2 社会福祉の理論
			3 社会福祉の論点
			4 社会福祉の対象とニーズ
		④ 社会問題と社会構造	1 現代における社会問題
			2 社会問題の構造的背景



	<p>ズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。</p> <p>⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。</p> <p>⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。</p> <p>⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。</p>	⑤ 福祉政策の基本的な視点	1 福祉政策の概念・理念
		⑥ 福祉政策におけるニーズと資源	1 ニーズ
			2 資源
		⑦ 福祉政策の構成要素と過程	1 福祉政策の構成要素
			2 福祉政策の過程
		⑧ 福祉政策の動向と課題	1 福祉政策と包括的支援
		⑨ 福祉政策と関連施策	1 関連政策
⑩ 福祉サービスの供給と利用過程	1 福祉供給部門		
	2 福祉供給過程		
	3 福祉利用過程		
⑪ 福祉政策の国際比較	1 福祉政策の国際比較		
地域福祉と包括的支援体制	<p>① 地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。</p> <p>② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。</p> <p>③ 地域福祉を推進するための、福祉行財政の実施体制と果たす役割について理解する。</p> <p>④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。</p> <p>⑤ 包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義</p>	① 地域福祉の基本的な考え方	1 地域福祉の概念と理論
			2 地域福祉の歴史
			3 地域福祉の動向
			4 地域福祉の推進主体
			5 地域福祉の主体と形成
		② 福祉行財政システム	1 国の役割
			2 都道府県の役割
			3 市町村の役割
			4 国と地方の関係
			5 福祉行政の組織及び専門職の役割
			6 福祉における財源
		③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用	1 福祉計画の意義・目的と展開
			2 市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容
			3 福祉計画の策定過程

	<p>と実際について理解する。</p> <p>⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。</p>		と方法
			4 福祉計画の実施と評価
		④ 地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	1 地域社会の概念と理論
			2 地域社会の変化
			3 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ
			4 地域福祉と社会的孤立
		⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制	1 包括的支援体制
			2 地域包括ケアシステム
			3 生活困窮者自立支援の考え方
			4 地域共生社会の実現に向けた各種施策
⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働	1 多機関協働を促進する仕組み		
	2 多職種連携		
	3 福祉以外の分野との機関協働の実際		
⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1 非常時や災害時における法制度		
	2 非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援		
⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望	1 地域福祉ガバナンス		
	2 地域共生社会の構築		
社会保障	① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。	① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）	1 人口動態の変化
			2 経済環境の変化
			3 労働環境の変化

	<p>② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。</p> <p>③ 社会保障制度の財政について理解する。</p> <p>④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。</p> <p>⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。</p> <p>⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。</p>	② 社会保障の概念や対象及びその理念	1 社会保障の概念と範囲
			2 社会保障の役割と意義
			3 社会保障の理念
			4 社会保障の対象
			5 社会保障制度の展開
		③ 社会保障と財政	1 社会保障の財源
			2 社会保障給付費
			3 国民負担率
			4 社会保障と経済
		④ 社会保険と社会扶助の関係	1 社会保険の概念と範囲
			2 社会扶助の概念と範囲
		⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	1 公的保険と民間保険の現状
		⑥ 社会保障制度の体系	1 医療保険制度等の概要
			2 介護保険制度の概要
3 年金保険制度の概要			
4 労災保険制度と雇用保険制度の概要			
5 生活保護制度の概要			
6 社会手当制度の概要			
7 社会福祉制度の概要			
⑦ 諸外国における社会保障制度	1 諸外国における社会保障制度の概要		
	2 社会保障制度の国際比較		
障害者福祉	① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境	1 国際生活機能分類(ICF)	
		2 障害者の定義と特性	
	② 障害者の生活実態	1 障害者の生活実態	

<p>境について理解する。</p> <p>② 障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	とこれを取り巻く社会環境	2 障害者を取り巻く社会環境
	③ 障害者福祉の歴史	1 障害者福祉の理念
		2 障害観の変遷
		3 障害者処遇の変遷
		4 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）と障害者基本法
		5 障害者福祉制度の発展過程
	④ 障害者に対する法制度	1 障害者総合支援法
		2 身体障害者福祉法
		3 知的障害者福祉法
		4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）
		5 児童福祉法
		6 発達障害者支援法
		7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
		8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）		
10 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）		
11 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する		

			る法律（障害者優先調達推進法）
		⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割	1 障害者と家族等の支援における関係機関の役割 2 関連する専門職等の役割
		⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際	1 障害領域における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割 2 障害者と家族等に対する支援の実際（多職種連携を含む）
権利擁護を支える法制度	① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。 ② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。 ③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 ④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について	① 法の基礎	1 法と規範
			2 法の体系、種類、機能
			3 法律の基礎知識、法の解釈
			4 裁判制度判例を学ぶ意義
		② ソーシャルワークと法の関わり	1 憲法
			2 民法
			3 行政法
		③ 権利擁護の意義と支える仕組み	1 権利擁護の意義
			2 福祉サービスの適切な利用
			3 苦情解決の仕組み
			4 虐待防止法の概要
			5 差別禁止法の概要
			6 意思決定支援ガイドライン
④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題	1 インフォームド・コンセント		
	2 秘密・プライバシー・個人情報		

	て理解する。		3 権利擁護活動と社会の安全
		⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職	1 権利擁護に関わる組織、団体の役割
		⑥ 成年後見制度	1 成年後見の概要
			2 後見の概要
			3 保佐の概要
			4 補助の概要
			5 任意後見の概要
			6 成年後見制度の最近の動向
7 成年後見制度利用支援事業			
8 日常生活自立支援事業			
刑事司法と福祉	① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。	① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境	1 刑事司法における近年の動向
			2 刑事司法を取り巻く社会環境
			3 社会福祉士及び精神保健福祉士の役割
	② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。	② 刑事司法	1 刑法
			2 刑事事件の手続き、処遇
	③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。	③ 少年司法	1 少年法
			2 少年事件の手続き、処遇
	④ 更生保護制度		1 制度の概要
			2 生活環境の調整
			3 仮釈放等
			4 保護観察
			5 更生緊急保護
		6 団体・専門職等の役割と連携	
⑤ 医療観察制度		1 制度の概要	

			2 審判・処遇の流れと内容
			3 関係機関・専門職等の役割と連携
		⑥ 犯罪被害者支援	1 犯罪被害者の法的地位
			2 犯罪被害者支援に関する法
			3 犯罪被害者支援に関する制度
			3 団体・専門職等の役割と連携
社会福祉調査の基礎	① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ② 社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。 ③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。	① 社会福祉調査の意義と目的	1 社会福祉調査の意義と目的
			2 社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係
			3 統計法
		② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護	1 社会福祉調査における倫理
			2 社会福祉調査における個人情報保護
		③ 社会福祉調査のデザイン	1 調査における考え方・論理
			2 社会福祉調査の目的と対象
			3 社会福祉調査でのデータ収集・分析
			4 社会福祉調査のプロセス
		④ 量的調査の方法	1 量的調査の概要
			2 量的調査の種類と方法
			3 質問紙の作成方法と留意点
4 質問紙の配布と回収			

			5 量的調査の集計と分析
		⑤ 質的調査の方法	1 質的調査の概要
			2 観察法
			3 面接法
			4 質的調査における記録の方法と留意点
			5 質的調査のデータの分析方法
		⑥ ソーシャルワークにおける評価	1 ソーシャルワークにおける評価の意義
			2 ソーシャルワークにおける評価対象
			3 ソーシャルワークにおける評価方法
精神医学と精神医療	<p>① 精神疾患の分類を把握するとともに、主な疾患の症状、経過、治療方法などについて理解する。</p> <p>② 精神医療と人権擁護の歴史を学ぶとともに、精神保健福祉法における精神科病院の入院形態や医療観察法について理解し、その中で精神保健福祉士の役割と法制度の課題を理解する。</p> <p>③ 精神科病院等においてチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割を理解する。</p>	① 精神疾患総論	1 精神医学・医療の歴史
			2 精神現象の生物学的基礎
			3 精神障害の概念
			4 精神疾患の診断分類
			5 診断、検査
			6 代表的な疾患とその症状、経過、予後
		② 精神疾患の治療	1 薬物治療
			2 精神療法
			3 脳刺激法
			4 作業療法
			5 地域精神医療
		③ 精神医療の動向	1 精神疾患患者の動向
			2 医療制度改革と精神医療
3 医療機関の医療機能の明確化			
④ 精神科医療機関に	1 入院治療		



	④ 早期介入、再発予防や地域生活の支援等における地域の多職種連携・多機関連携における精神保健福祉士の役割について理解する。	おける治療	2 入院治療と人権擁護
			3 外来治療、在宅医療
		⑤ 精神医療と保健、福祉の連携の重要性	4 医療観察法における入院・通院治療
			5 精神科医療機関における精神保健福祉士の役割
			6 精神保健福祉士と協働する職種
			1 治療導入に向けた支援
			2 再発予防や地域生活に向けた支援
現代の精神保健の課題と支援	① 現代の精神保健分野の動向と課題を理解する。	① 現代の精神保健分野の動向と基本的考え方	1 精神保健の動向
			2 精神保健活動の三つの対象
			3 精神の健康に関する心的態度
			4 生活と嗜癖
	② 精神保健の基本的考え方を理解する。	② 家族に関連する精神保健の課題と支援	1 家族関係における暴力と精神保健
			2 出産・育児をめぐる精神保健
			3 介護をめぐる精神保健
			4 社会的ひきこもりをめぐる精神保健
			5 家族関係の課題
			6 グリーフケア
			7 精神保健支援を担う機関
	③ 現代社会における精神保健の諸課題の実際を生活環境ごとに理解し、精神保健福祉士の役割について理解する。	③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ	1 学校教育における精神保健的課題
			2 教員の精神保健
3 関与する専門職と関			
④ 精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。			
⑤ 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。			

			係法規
			4 スクールソーシャル ワーカーの役割
			5 学校精神保健にかか わる社会資源
		④ 精神保健の視点か ら見た勤労者の課題 とアプローチ	1 現代日本の労働環境
			2 産業精神保健とその 対策
			3 職場のメンタルヘル スのための相談
			4 職場内の問題を解決 するための機関及び関 係法規
		⑤ 精神保健の視点か ら見た現代社会の課 題とアプローチ	1 災害被災者の精神保 健
			2 犯罪被害者の支援
			3 自殺予防
			4 身体疾患に伴う精神 保健
			5 貧困問題と精神保健
			6 社会的孤立
			7 LGBT と精神保健
			8 他文化に接すること で生じる精神保健上の 問題
			9 反復違法行為と精神 保健
		⑥ 精神保健に関する 発生予防と対策	1 精神保健の予防の考 え方
			2 アルコール問題に対 する対策
			3 薬物依存対策
			4 ギャンブル等依存対 策
			5 うつ病と自殺防止対

			策
			6 子育て支援と暴力、虐待予防
			7 認知症高齢者に対する対策
			8 社会的ひきこもりに対する対策
			9 災害時の精神保健に対する対策
		⑦ 地域精神保健に関する偏見・差別等の課題	1 関係法規
			2 精神保健に関わる人材育成
			3 精神保健における偏見
		⑧ 精神保健に関する専門職種（保健師等）と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携	1 国の機関とその役割
			2 精神保健に係る法規
			3 保健師等の役割と連携
			4 地域精神保健に係る行政機関の役割及び連携
			5 学会や啓発団体
			6 セルフヘルプグループと地域精神保健を課題とした市民団体
		⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策	1 世界の精神保健の実情
			2 WHO などの国際機関の活動
			3 諸外国の精神保健医療の実情
ソーシャルワークの基盤と専門職	① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて	① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ	1 社会福祉士及び介護福祉士法
			2 精神保健福祉士法

	理解する。		3 社会福祉士及び精神保健福祉士の専門性
	② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。	② ソーシャルワークの概念	1 ソーシャルワークの定義
	③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。	③ ソーシャルワークの基盤となる考え方	1 ソーシャルワークの原理
			2 ソーシャルワークの理念
	④ ソーシャルワークの形成過程	1 ソーシャルワークの形成過程	
	⑤ ソーシャルワークの倫理	1 専門職倫理の概念	
2 倫理綱領			
3 倫理的ジレンマ			
精神保健福祉の原理	① 「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解する。	① 障害者福祉の理念	1 障害者福祉の思想と原理
			2 障害者福祉の理念
			3 障害者福祉の歴史的展開
	② 精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。	② 「障害」と「障害者」の概念	1 国際生活機能分類（ICF）
			2 制度における「精神障害者」の定義
			3 精神障害の障害特性
	③ 精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。	③ 社会的排除と社会的障壁	1 諸外国の動向
			2 日本の精神保健福祉施策に影響を与えた出来事
			3 日本の社会的障壁
	④ 精神障害者へのか	④ 精神障害者の生活実態	1 精神科医療の特異性
			2 家族
			3 社会生活
	⑤ 「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念	⑤ 「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念	1 「精神保健福祉士」の資格化に至る経緯
2 原理・価値			
3 観点・視点			

	<p>かわりについて、精神医学ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業的アイデンティティの基礎を築く。</p> <p>⑤ 現在の精神保健福祉士の基本的枠組み（理念・視点・関係性）と倫理綱領に基づく職責について理解する。</p> <p>⑥ 精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、求められる機能や役割を理解する。</p> <p>⑦ 近年の精神保健福祉の動向を踏まえ、精神保健福祉士の職域と業務特性を理解する。</p>	<p>⑥ 「精神保健福祉士」の機能と役割</p>	<p>4 関係性</p> <p>1 精神保健福祉士法</p> <p>2 精神保健福祉士の職業倫理</p> <p>3 精神保健福祉士の業務特性</p> <p>4 精神保健福祉士の職場・職域</p> <p>5 精神保健福祉士の業務内容と業務指針</p>
<p>ソーシャルワークの理論と方法</p>	<p>① 人と環境との相互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。</p> <p>③ ソーシャルワーク</p>	<p>① 人と環境との相互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</p> <p>② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ</p> <p>③ ソーシャルワーク</p>	<p>1 システム理論</p> <p>2 生態学理論</p> <p>3 バイオ・サイコ・ソーシャルモデル</p> <p>4 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</p> <p>1 ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ</p> <p>1 ケースの発見</p>

	<p>の過程とそれに係る知識と技術について理解する。</p> <p>④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。</p>	の過程	2 インテーク
			3 アセスメント
			4 プランニング
			5 支援の実施
			6 モニタリング
			7 支援の終結と事後評価
			8 アフターケア
			④ ソーシャルワークの記録
		2 記録の方法と実際	
		⑤ ケアマネジメント	1 ケアマネジメントの原則
			2 ケアマネジメントの意義と方法
		⑥ 集団を活用した支援	1 グループワークの意義と目的
			2 グループワークの原則
3 グループワークの展開過程			
4 セルフヘルプグループ			
⑧ コミュニティワーク	1 コミュニティワークの意義と目的		
	2 コミュニティワークの展開		
⑨ スーパービジョンとコンサルテーション	1 スーパービジョンの意義、目的、方法		
	2 コンサルテーションの意義、目的、方法		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	① 精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人に対するソーシャルワークの過程を理解する。	① 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの概要	1 ソーシャルワークの構成要素
			2 ソーシャルワークの展開過程
			3 精神保健福祉分野の

<p>② 精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人と家族の関係を理解し、家族への支援方法を理解する。</p> <p>③ 精神医療、精神障害者福祉における多職種連携・多機関連携の方法と精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>④ 精神保健福祉士と所属機関の関係を踏まえ、組織運営管理、組織介入・組織活動の展開に関する概念と方法について理解する。</p> <p>⑤ 個別支援からソーシャルアクションへの実践展開をミクロ・メゾ・マクロの連続性・重層性を踏まえて理解する。</p> <p>⑥ 精神保健福祉分野以外における精神保健福祉士の実践展開を理解する。</p>		ソーシャルワークの基本的視点
	② 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの過程	1 アウトリーチ
		2 インテーク
		3 アセスメント
		4 援助関係の形成技法
		5 面接技術とその応用
		6 支援の展開（人、環境へのアプローチ） 事例分析
		7 支援の展開（ケアマネジメント）
	③ 精神保健福祉分野における家族支援の実際	1 精神障害者家族の課題
		2 家族理解の変遷
		3 家族支援の方法
	④ 多職種連携・多機関連携（チームアプローチ）	1 連携の意義と目的
		2 多職種連携・多機関連携の留意点
		3 チームビルディング
4 チームの形態と特徴		
5 連携における精神保健福祉士の役割		
6 多職種連携・多機関連携（チームアプローチ）の実際（事例分析）		
⑤ ソーシャルアドミニストレーションの展開方法	1 ソーシャルアドミニストレーションの概念とその意義	
	2 組織と精神保健福祉士の関係性	
	3 組織介入・組織改善の実践モデル	
	4 組織運営管理の実際	
⑥ コミュニティワーカー	1 精神保健福祉分野に	

		ク	<p>おけるコミュニティワークの意義</p> <p>2 地域における精神保健福祉の向上</p>
		⑦ 個別支援からソーシャルアクションへの展開	<p>1 基本的視点</p> <p>2 個別支援から地域における体制整備</p> <p>3 政策提言・政策展開</p> <p>4 精神障害者の地域移行・地域定着に関わる展開（事例分析）</p>
		⑧ 関連分野における精神保健福祉士の実践展開	<p>1 学校・教育分野</p> <p>2 産業分野</p> <p>3 司法分野</p> <p>4 その他</p>
精神障害リハビリテーション論	<p>① 精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。</p> <p>② 精神障害リハビリテーションプログラムの知識を援助場面で活用できる。</p> <p>③ 精神障害リハビリテーションの実施機関と精神障害リハビリテーションプログラムの関連について理解し、援助場面で活用できる。</p>	<p>① 精神障害リハビリテーションの理念、定義、基本原則</p> <p>② 精神障害リハビリテーションの構成及び展開</p>	<p>1 精神障害リハビリテーションの理念と定義</p> <p>2 医学的・職業的・社会的・教育的リハビリテーション</p> <p>3 精神障害リハビリテーションの基本原則</p> <p>4 精神障害リハビリテーションとソーシャルワークとの関係</p> <p>5 地域及びリカバリー概念を基盤としたリハビリテーションの意義</p> <p>1 精神障害リハビリテーションの対象</p> <p>2 チームアプローチ</p> <p>3 精神障害リハビリテーションのプロセス</p> <p>4 精神障害リハビリテーションにおける精神</p>



			保健福祉士の役割
		③ 精神障害リハビリテーションプログラムの内容と実施機関	1 医学的リハビリテーションプログラム 2 職業的リハビリテーションプログラム 3 社会的リハビリテーションプログラム 4 教育的リハビリテーションプログラム 5 家族支援プログラム
		④ 精神障害リハビリテーションの動向と実際	1 精神障害当事者や家族を主体としたリハビリテーション 2 依存症のリハビリテーション
精神保健福祉制度論	① 精神障害者に関する法制度の体系について理解する。 ② 精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ④ 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定さ	① 精神障害者に関する制度・施策の理解 ② 精神障害者の医療に関する制度 ③ 精神障害者の生活支援に関する制度 ④ 精神障害者の経済的支援に関する制度	1 精神障害者に関する法律の体系 1 精神保健福祉法の概要と精神保健福祉士の役割 2 医療観察法の概要と精神保健福祉士の役割 3 精神障害者の医療に関する課題 1 相談支援制度と精神保健福祉士の役割 2 居住支援制度と精神保健福祉士の役割 3 就労支援制度と精神保健福祉士の役割 4 精神障害者の生活支援制度に関する課題 1 生活保護制度と精神保健福祉士の役割 2 生活困窮者自立支援制度と精神保健福祉士

	<p>れている精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑤ 障害者に関する法制度を適切に活用でき、法制度の限界と課題について考えることができる。</p>		<p>の役割</p> <p>3 低所得者対策と精神保健福祉士の役割</p> <p>4 精神障害者の経済的支援制度に関する課題</p>
<p>ソーシャルワーク演習</p>	<p>① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己理解と他者理解</li> </ul> <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等）</li> <li>・ 非言語技術（表情、態度、身振り、位置取り等）</li> </ul> <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面接の構造化</li> <li>・ 場の設定（面接室、生活場面、自宅等）</li> <li>・ ツールの活用（電話、e-mail 等）</li> </ul> <p>④ ソーシャルワークの展開過程</p> <p>事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースの発見</li> <li>・ インテーク</li> <li>・ アセスメント</li> <li>・ プランニング</li> <li>・ 支援の実施</li> <li>・ モニタリング</li> <li>・ 支援の終結と事後評価</li> <li>・ アフターケア</li> </ul> <p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援経過の把握と管理</li> </ul>	

		<p>⑥グループダイナミクスの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループワークの構成(グループリーダー・コリーダー・グループメンバー)</li> <li>・ グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期)</li> </ul> <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人プレゼンテーション</li> <li>・ グループプレゼンテーション</li> </ul>
<p>ソーシャルワーク演習（専門）</p>	<p>① 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまぐ状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。</p> <p>③ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネー</p>	<p>以下の内容についてはソーシャルワーク実習（専門）を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>以下の①から④に掲げる事項を組み合わせた精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、精神保健福祉士としての実際の思考と援助の過程における行為を想定し、精神保健福祉の課題を捉え、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。すべての事例において、精神保健福祉士に共通する原理として「社会的復権と権利擁護」「自己決定」「当事者主体」「社会正義」「ごく当たり前の生活」を実践的に考察することができるように指導すること。</p> <p>① 領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関（入院病棟、外来、訪問、デイ・ケア、精神科以外の診療科を含む病院、診療所）</li> <li>・ 障害福祉サービス事業所（相談支援、就労支援、生活訓練、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援等）</li> <li>・ 行政機関・社会福祉協議会（精神保健福祉センター、保健所、市町村、ハローワーク等）</li> <li>・ 高齢者福祉施設（地域包括支援センター、介護療養型施設、生活施設等）</li> <li>・ 教育機関（学校、教育委員会）</li> <li>・ 司法（刑務所、矯正施設、保護観察所等）</li> </ul>

	<p>ト役を担えるようになる。</p> <p>④ 精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。</p> <p>⑤ 精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業・労働（一般企業、EAP 機関等）</li> <li>・ 児童（児童相談所、児童養護施設等）</li> <li>・ 合議体（退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等）</li> <li>・ その他（独立開業等）</li> </ul> <p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的排除、社会的孤立</li> <li>・ 受診・受療、課題発見</li> <li>・ 退院支援、地域移行支援</li> <li>・ 地域生活支援</li> <li>・ 自殺対策</li> <li>・ ひきこもり支援</li> <li>・ 児童虐待への対応</li> <li>・ アルコール依存、薬物依存、ギャンブル依存等の予防や回復</li> <li>・ 家族支援</li> <li>・ 就労（雇用）支援</li> <li>・ 職場ストレス、リワーク支援</li> <li>・ 貧困、低所得、ホームレス支援</li> <li>・ 災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援</li> <li>・ その他</li> </ul> <p>③法制度・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>・ 障害者基本法、障害者総合支援法</li> <li>・ 障害者差別解消法、障害者虐待防止法</li> <li>・ 医療観察法</li> <li>・ 生活保護制度、障害年金制度、各種手当</li> <li>・ 障害者雇用促進法、労働安全衛生法</li> <li>・ 介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法</li> <li>・ 児童福祉法、児童虐待防止法</li> <li>・ アルコール健康障害対策基本法</li> </ul>
--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等</li> <li>・ 自殺防止対策基本法</li> <li>・ 当事者活動（自助グループ、ピアサポート）</li> <li>・ その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度等）</li> </ul> <p>④ 援助技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャルワークの過程を通じた援助（ケースの発見、インテーク、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、支援の終結と事後評価、アフターケア）</li> <li>・ 個別面接</li> <li>・ グループワークの展開</li> <li>・ ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント</li> <li>・ リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム）</li> <li>・ アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開</li> <li>・ 社会福祉調査の実施、計画策定、評価、資源創出、政策提言</li> <li>・ 普及啓発活動、人材育成（住民への啓発、ボランティア養成、実習生指導）</li> <li>・ 記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成等）</li> <li>・ その他</li> </ul>
<p>ソーシャルワーク実習指導</p>	<p>① ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。</p> <p>② 精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <p>ア ソーシャルワーク実習とソーシャルワーク実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解</p> <p>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団</p>

	<p>や生活上の困難について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>④ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤ 具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>エ 精神疾患や精神障害のある当事者の語りに触れる体験</p> <p>オ 現場体験学習及び見学実習</p> <p>カ 実習先で必要とされる精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術に関する理解</p> <p>キ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</p> <p>ク 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（精神保健福祉士法及び個人情報保護法の理解を含む。）</p> <p>ケ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>コ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</p> <p>サ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン）</p> <p>シ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>ス 実習の評価全体総括会</p>
<p>ソーシャルワーク実習</p>	<p>① ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。</p>	<p>① 学生は、精神科病院等の病院での実習において、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 退院又は地域移行・地域定着支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 入院患者と外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p>

	<p>② 精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。</p> <p>③ 実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>エ 病院外の関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク</p> <p>② 学生は、精神科診療所での実習において患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 受診前や治療中の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 外来患者及びそれらの家族への多職種連携による支援</p> <p>エ 地域の精神科病院や関係機関・団体及び地域住民との連携を通じたソーシャルワーク</p> <p>3 学生は、障害福祉サービス事業所や行政機関等、及び精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体・住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解と相談支援ニーズの把握及び相談支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）との相談支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者（家族・友人・近隣住民等）への権利擁護及び相談支援（エンパワメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする相談支援におけるチームアプローチへの参加</p> <p>カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務の意味の考察と遵守</p>
--	--	---

		<p>キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定の遵守と組織の一員としての役割と責任への自覚</p> <p>ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の観察</p> <p>ケ 当該実習先が地域社会で果たす役割の考察と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発場面の観察</p> <p>コ 実習先施設・機関や所属地域における精神保健福祉向上のための課題発見と政策提言に関する考察</p> <p>サ 実習体験及び学習成果の考察と記述、プレゼンテーション実習総括と精神保健福祉士としての学習課題の明確化、及び研鑽計画の立案</p> <p>4 学生は、実習体験と考察を記録し、実習指導者によるスーパービジョンと、ソーシャルワーク実習指導担当教員による巡回指導及び帰校日指導等を通して、実習事項について個別指導や集団指導を受ける。</p> <p>5 実習指導担当教員は、巡回指導等を通して実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	--	---



別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所及び連絡先 ② 法人代表者氏名 ③ 精神保健福祉士養成施設以外の実施事業 ④ 財務諸表
精神保健福祉士養成施設に関する情報	① 精神保健福祉士養成施設の名称、住所及び連絡先 ② 精神保健福祉士養成施設の代表者氏名 ③ 精神保健福祉士養成施設の開設年月日 ④ 学則 ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要
養成課程に関する情報	① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数） ② 定員 ③ 入所までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 科目別シラバス ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格） ⑦ 教材 ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容 ⑨ 実習プログラムの内容・特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうち就職者数）
その他の情報	その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報